

宇城市男女共同参画審議会委員募集概要

宇城市では、男女共同参画推進条例により「宇城市男女共同参画審議会」の設置を定めています。審議会は、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査審議する機関で、審議会委員には、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。

そこで、幅広く市民からの意見を調査審議に反映させるため、「宇城市男女共同参画審議会」の委員を募集します。

1 宇城市男女共同参画審議会の概要

(1) 設置根拠

宇城市男女共同参画推進条例

(2) 主な役割

市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに市長に必要な意見を述べます。

ア 男女共同参画計画策定等

イ 市の男女共同参画に関する施策に対する苦情等の対応

ウ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況

エ 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進

(3) 開催回数

会議は年2～3回程度、ほかに研修など

(4) 構成

委員15人以内（男女共同参画の推進に関し識見を有する者及びその他適当と認める者のうちから市長が委嘱）

(5) 任期

2年

(6) その他

会議出席の折には報酬と旅費（費用弁償）を支給します。

2 募集内容

(1) 募集人員

2人

(2) 応募資格

18歳以上（令和8年4月1日現在）の市内在住者で、男女共同参画に関心があり、宇城市男女共同参画審議会の会議や研修等に出席できる人

3 応募方法

(1) 応募の提出

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記応募先へ郵送、メール、又は持参（土・日・祝日を除く8：30～17：15まで）してください。

※応募用紙は、人権啓発課および宇城市公式ホームページ（<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>）から入手できます。

(2) 応募期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

4 その他

(1) 選考方法

応募用紙を基に選考し、応募者全員に結果を通知します。

(2) 委嘱期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

5 応募・問い合わせ先

宇城市役所 総務部 人権啓発課

〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地

直通電話：0964-32-1708 代表電話：0964-32-1111(内線1233・1234)

FAX：0964-32-0110 メールアドレス：jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp